

令和6年度大津市職員の給与改定について

令和6年の人事院勧告等を受け、本市職員(常勤職員及び会計年度任用職員)の給与改定を実施する。

1 常勤職員(暫定再任用職員・任期付職員を含む)の改定

(1) 給料表の改定

人事院勧告等の内容を鑑み、給料を引き上げる。

特定任期付職員にかかる給料月額についても改定する。(本市に該当職員なし。)

改定後の給料表は、令和6年4月に遡及して適用する。

	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	教育職(1)	教育職(2)
平均引上率	3.06%	1.11%	2.29%	3.47%	1.28%	6.25%	1.27%
平均引上額	9,565円	6,100円	7,591円	10,838円	4,246円	17,699円	4,848円
現行平均月額	312,407円	547,233円	331,849円	312,499円	332,415円	283,302円	381,879円
改定後平均月額	321,972円	553,333円	339,440円	323,337円	336,661円	301,001円	386,727円
平均年齢	41.6歳	51.6歳	41.6歳	41.3歳	57.8歳	38.5歳	48.7歳

(2) 期末・勤勉手当の改定(令和6年度賞与)

令和6年12月賞与の期末・勤勉手当について、支給月数を引き上げる。

区	分	現 行	改定後	増 減
期末手当	（一般の職員）	1. 225	1. 275	0. 05
勤勉手当		1. 025	1. 075	0. 05
期末手当	（暫定再任用職員）	0. 6875	0. 7125	0. 025
勤勉手当		0. 4875	0. 5125	0. 025

※期末・勤勉手当の年率 一般職員 4. 50月分⇒4. 60月分
 暫定再任用職員 2. 35月分⇒2. 40月分

(3) 期末・勤勉手当の改定(令和7年度賞与)

令和7年6月および12月賞与の期末・勤勉手当について、支給月数を引き上げる。

区	分	現 行	改定後	増 減
期末手当(6月)	(一般の職員)	1. 225	1. 25	0. 025
勤勉手当(6月)		1. 025	1. 05	0. 025
期末手当(12月)		1. 225	1. 25	0. 025
勤勉手当(12月)		1. 025	1. 05	0. 025
期末手当(6月)	(暫定再任用職員)	0. 6875	0. 7	0. 0125
勤勉手当(6月)		0. 4875	0. 5	0. 0125
期末手当(12月)		0. 6875	0. 7	0. 0125
勤勉手当(12月)		0. 4875	0. 5	0. 0125

(4) 給与改定率

<行政職給料表適用者での比較>

		大津市	国	滋賀県						
給	与	改	定	率	2.71%	2.76%	2.82%			
給	与	改	定	額	10,388円	11,183円	10,524円			
内	訳	給	料	9,568円	9,836円	9,920円				
		諸	手	当	—	80円	—			
		は	ね	か	え	り	820円	1,267円	604円	
現	行	平	均	給	与	額	383,565円	405,378円	373,580円	
改	定	後	平	均	給	与	額	393,953円	416,561円	384,104円
平	均	年	齢	41.4歳	42.1歳	41.3歳				

(国については、寒冷地手当の改正も実施しているため、諸手当分の改定額が発生)

(5) 給与改定に伴う会計別所要額

① 影響額の合計

会 計	影 響 額 合 計
一 般 会 計	495,937千円
特 別 会 計	12,429千円
国 保	5,944千円
卸 売 市 場	980千円
介 護 保 険	4,995千円
学 校 給 食	510千円
企 業 会 計	34,717千円
企 業 局	34,717千円
計	543,083千円

※上記金額に共済費は含まない。

(5) 給与改定に伴う会計別所要額

② 影響額合計の内訳

(単位:千円)

会計	給料	地域手当	期末勤勉手当	影響額計
一般会計	274,052	27,346	194,539	495,937
国保事業	3,293	330	2,321	5,944
卸売市場	435	44	501	980
介護保険	2,774	278	1,943	4,995
学校給食	283	28	199	510
企業会計	17,811	1,784	15,122	34,717
合計	298,648	29,810	214,625	543,083

2 会計年度任用職員の改定

令和6年の人事院勧告等を受け、給料表及び期末勤勉手当の支給月数について所要の改正を行う。

また、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬(職種単価)の上限額について改正を行う。

(1) 給料表の改定

人事院勧告等に準拠し、本市の給料表において、国の給料表に対応する号給について同様の改正を行う。

(参考)会計年度任用職員の行政職給料表の改定額 : 月額20,900円から26,300円

(2) 期末勤勉手当支給月数の改定

人事院勧告等の内容を受け、各0.05月分の引き上げを行う。また、令和7年度以降は、同様の年間月数を2期に等分して支給する。

区分	現行	改定後	増減
期末手当（令和6年12月）遡及	1. 225月	1. 275月	0. 05月
勤勉手当（令和6年12月）遡及	1. 025月	1. 075月	0. 05月
期末手当（令和7年6月）	1. 225月	1. 25月	0. 025月
勤勉手当（令和7年6月）	1. 025月	1. 05月	0. 025月
期末手当（令和7年12月）	1. 225月	1. 25月	0. 025月
勤勉手当（令和7年12月）	1. 025月	1. 05月	0. 025月

(3) 月額報酬の上限額の改定

・職種単価(月額)の上限額

人事院勧告等による近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について、改定を行う。

現状： 月額 564,500円 → 改正後： 月額 587,800円

(4) 影響額

影響額(共済費を除く。)

(単位:千円)

年度	給料・報酬等	期末勤勉手当	合計
令和6年度	530,865	186,220	717,085

※ 企業会計を除く

【具体例】 事務補助 週35時間勤務(7時間×5日)の1年目給与

(単位:円)

	本給月額	本給年額	期末手当	勤勉手当	合計
改正前	<u>161,054</u>	1,932,648	394,582	330,160	2,657,390
改正後	<u>182,316</u>	2,187,792	455,790	382,863	3,026,445
差額	<u>21,262</u>	255,144	61,208	52,703	369,055